

# 個人の方が 上場株式等を保有・売却した場合の 金融・証券税制について

配当

軽減税率 10%  
譲渡損との損益通算

特定口座

配当受入可  
申告不要可

譲渡損益

軽減税率 10%  
損益通算・繰越控除

上場株式等の配当等

上場株式等の売却

選択

選択

特定口座

源泉徴収口座

簡易申告口座

一般口座

金融商品取引業者等が  
年間の譲渡損益・配当所得  
(譲渡損と通算)を計算  
(特定口座年間取引報告書)

金融商品取引業者等が  
年間の譲渡損益を計算  
(特定口座年間取引報告書)

ご自分で年間の譲渡  
損益を計算  
(株式等に係る譲渡所得等の  
金額の計算明細書)

選択

確定申告  
(総合課税)

配当所得を含む  
総所得金額  
×累進税率  
(所得税5～40%)  
住民税10%  
※配当控除あり

申告不要

(源泉徴収)  
のみで終了

確定申告  
(申告分離課税)

配当所得×10%  
(所得税7%)  
住民税3%)  
※配当控除なし

譲渡益×10%  
(所得税7%)  
住民税3%)

・譲渡損と配当所得  
との損益通算  
・譲渡損の繰越控除  
(3年間)

平成 23 年 9 月

税 国 税 庁

この社会あなたの税がいきている

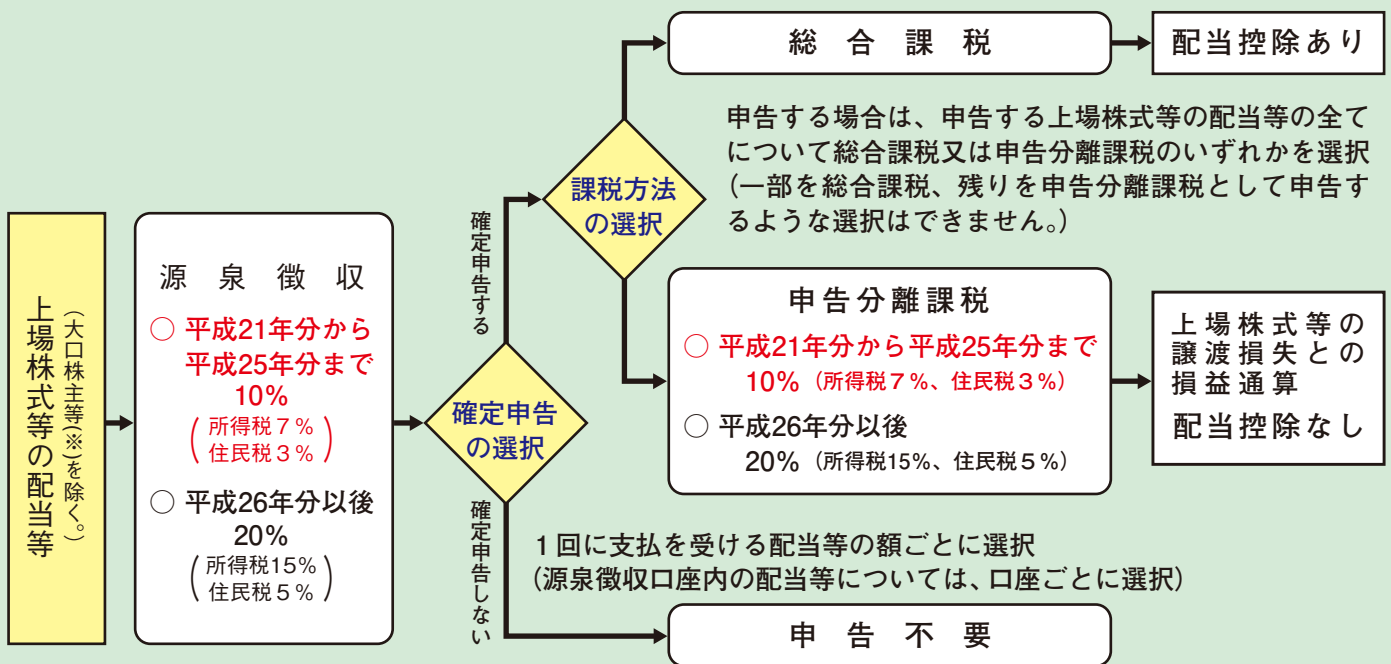
# 制度の概要

## 1 上場株式等の配当等を受けた場合の課税関係

平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等（大口株主等※）が支払を受けるものを除きます。以下同じです。）については、その支払の際に**10%**（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収がされます。なお、**平成26年1月1日以後**に支払を受けるべきものについては、**20%**（所得税15%、住民税5%）の税率になります。

平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得については、**総合課税**に代えて、**申告分離課税**を選択することができます。なお、**申告する場合**には、申告する上場株式等の配当等の**全て**について**総合課税**と**申告分離課税**のいずれかを選択する必要があります。

また、**1回に支払を受ける配当等の額ごと**に申告しないこと（**申告不要**）を選択することもできます（源泉徴収口座内の配当等については、口座ごとを選択）。



## 2 株式等の配当等を受けた場合の確定申告に係る税率

区 分		平成21年分～平成25年分	平成26年分～
上場株式等	大口株主等以外	(1)と(2)のいずれかを選択 (1) 総合課税 (配当控除あり) 累進税率 (所得税5～40%、住民税10%) (2) 申告分離課税 (配当控除なし) 10% (所得税7%、住民税3%)	(1)と(2)のいずれかを選択 (1) 総合課税 (配当控除あり) 累進税率 (所得税5～40%、住民税10%) (2) 申告分離課税 (配当控除なし) 20% (所得税15%、住民税5%)
	大口株主等※	総合課税のみ (配当控除あり) 累進税率 (所得税5～40%、住民税10%)	
未公開株式など		総合課税のみ (配当控除あり) 累進税率 (所得税5～40%、住民税10%)	

※ 「大口株主等」とは、その株式等の保有割合が発行済株式等の総数等の3%以上<sup>(注)</sup>である株主等をいいます。  
(注) 平成23年9月30日以前に支払を受けるべき配当等については5%以上とされます。

### 3 株式等を売却した場合の所得金額の計算及び確定申告に係る税率

#### (1) 所得金額の計算

株式等の売却による所得金額は、次のように計算します。

$$\text{売却価額} - (\text{取得費} + \text{委託手数料等}) = \text{所得金額}$$

#### 取得費

株式等の取得費は、その購入価額（購入手数料等を含みます。）となりますが、同一銘柄の株式等を2回以上にわたって購入している場合には、次のように総平均法に準ずる方法によって算出した1株当たりの金額に売却株数を乗じて計算した金額が、その取得費の金額となります。

#### 【取得費の計算の具体例】

①	平成23年4月	購入	1,000株	100万円（取得価額）
②	平成23年8月	購入	2,000株	230万円（取得価額）
$\frac{100\text{万円} + 230\text{万円}}{1,000\text{株} + 2,000\text{株}} = 1,100\text{円（1株当たりの金額）}$				
$1,100\text{円} \times \text{売却株数} = \text{取得費の金額}$				

※ 「平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例」は、平成22年度税制改正により、適用期限（平成22年12月31日までの譲渡）の到来をもって廃止されました。

#### (2) 確定申告に係る税率

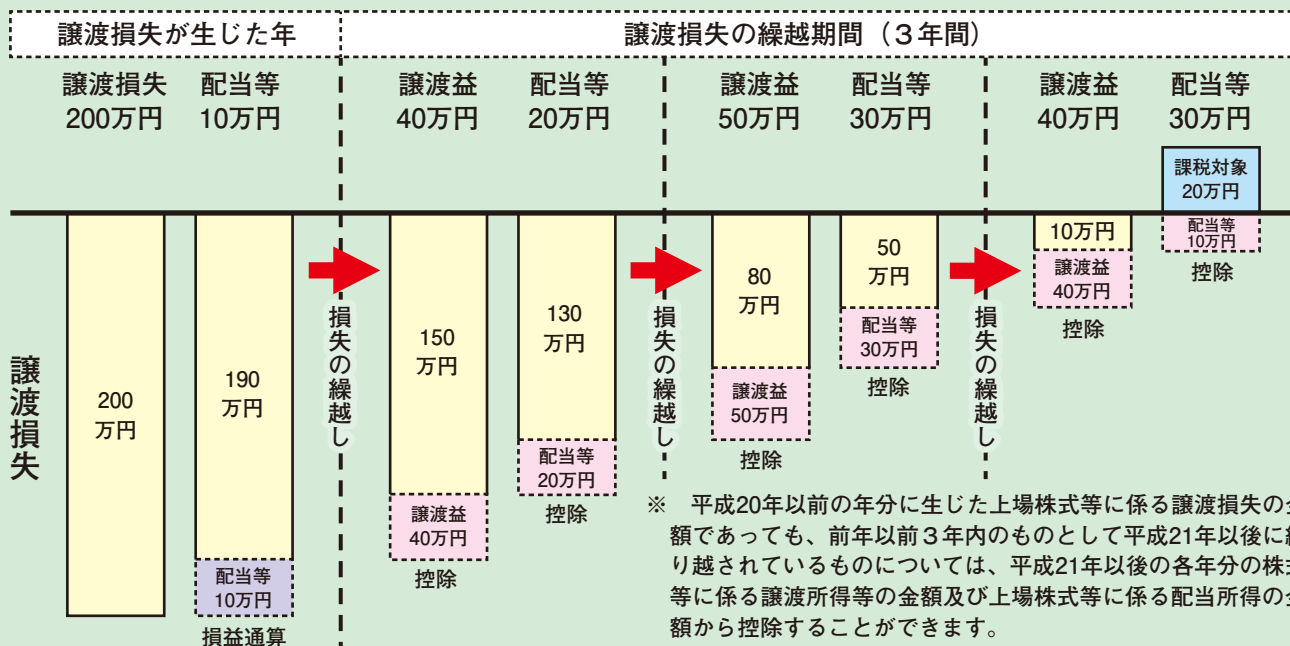
区 分		平成21年分～平成25年分	平成26年分～
上場株式等	金融商品取引業者等を通じた売却等	10%（所得税7%、住民税3%）	20%（所得税15%、住民税5%）
	上記以外の売却	20%（所得税15%、住民税5%）	
未公開株式など			

※ 株式等を売却した場合の所得金額を確定申告する際、その所得金額については総合課税の適用はなく、申告分離課税のみの適用となります。

### 4 上場株式等の譲渡損失に係る損益通算及び繰越控除

平成21年以後の各年分において上場株式等を金融商品取引業者等を通じて売却したことにより生じた譲渡損失の金額は、確定申告により、その年分の上場株式等に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、以下同じです。）と損益通算ができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない譲渡損失の金額については、翌年以後3年間にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除できます。



連続して確定申告書を提出  
（売却がなかった年も、譲渡損を翌年へ繰り越すための申告が必要です。）

## 5 特定口座制度

### (1) 特定口座

特定口座には、次のとおり、**簡易申告口座**と**源泉徴収口座**の2種類があり、金融商品取引業者等に**特定口座**を開設した場合、その**特定口座内**における**上場株式等の売却**による所得の金額については、**他の株式等の売却による所得と区分**して計算することができます。なお、この計算は金融商品取引業者等が行います。

#### イ 簡易申告口座

**簡易申告口座**とは、金融商品取引業者等から送られてくる**特定口座年間取引報告書**により、**簡便に申告**を行うことができる口座のことをいいます。

#### ロ 源泉徴収口座

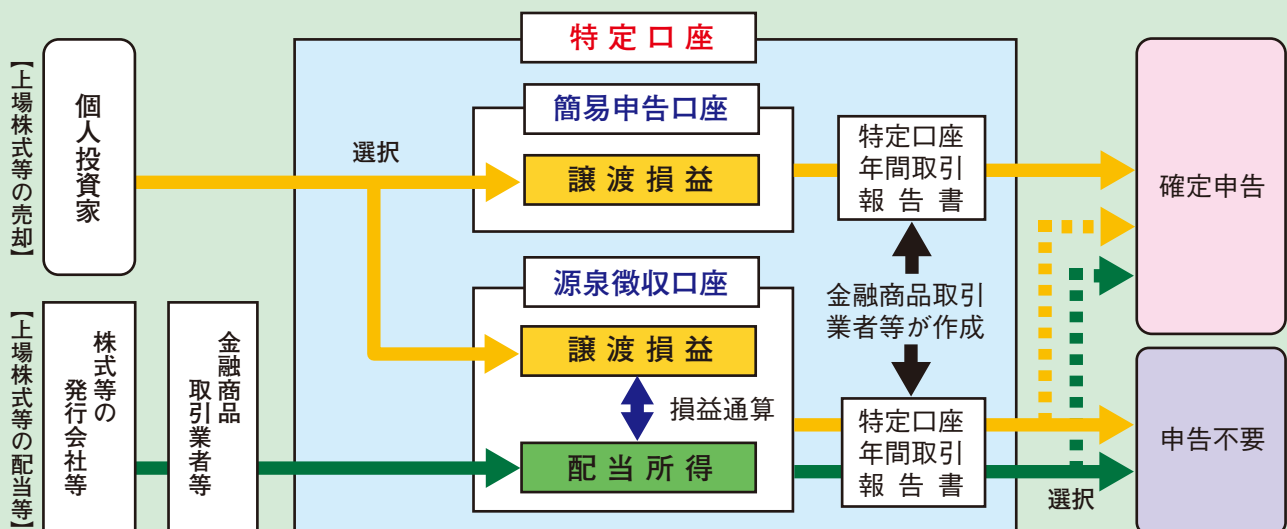
**源泉徴収口座**とは、**特定口座内で生じる所得**に対して**源泉徴収**することを**選択**することにより、その特定口座における**上場株式等の売却**による所得を**申告不要**とすることができる口座のことをいいます。

区 分	平成21年分～平成25年分	平成26年分～
源泉徴収口座における源泉徴収税率	10% (所得税7%、住民税3%)	20% (所得税15%、住民税5%)

### (2) 源泉徴収口座への上場株式等の配当等の受入れ

平成22年1月1日以後に金融商品取引業者等を通じて支払を受ける**上場株式等の配当等**については、その金融商品取引業者等に開設している**源泉徴収口座**に受け入れることができます。

上場株式等の配当等を受け入れた源泉徴収口座内に上場株式等を売却したことにより生じた譲渡損失の金額があるときは、**上場株式等の配当等の額の総額**からその**上場株式等を売却したことにより生じた譲渡損失の金額**を**控除** (損益通算) した金額を基に源泉徴収税額が計算されます。



### ◆ 源泉徴収口座における留意点 ◆

- 源泉徴収口座における上場株式等の売却による所得又はその源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等に係る配当所得を申告するかどうかは**口座ごと**に選択できます (1回の売却ごと、1回に支払を受ける配当等ごとの選択はできません)。
- 源泉徴収口座における上場株式等の売却による所得とその源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等に係る配当所得のいずれかのみを申告することができます。ただし、**源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告する場合には、その源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等に係る配当所得も併せて申告しなければなりません。**
- **源泉徴収口座における上場株式等の売却による所得又は配当所得を申告した後に、その源泉徴収口座における上場株式等の売却による所得又は配当所得を申告しないこととする変更はできません。また、源泉徴収口座における上場株式等の売却による所得の金額又は配当所得の金額を含めないで申告した後に、その源泉徴収口座における上場株式等の売却による所得又は配当所得を申告することとする変更もできません。**
- 源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等に係る配当所得を確定申告する場合の課税関係については **1 上場株式等の配当等を受けた場合の課税関係** をご覧ください。

国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】では、確定申告に関する情報などを提供しています。

国税に関するご相談・ご質問は電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。